

アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

インド、スリ・ランカに統いて、ネパールを取り上げましよう。ネパールはインド亜大陸の北辺に在る内陸国で、面積は北海道、四国、九州の三島を併せたよりやや狭く、約二〇〇〇万の人口を抱えています。地理的にはヒマラヤ山脈の南斜面に拡がる東西に長い長方形の国で、南端はインドに接し、パスポートなしに往来できるそうです。北端は世界の屋根チベットに接し、人口の大半はヒンドゥー教徒、一〇パーセント足らずがラマ系仏教徒、三・五パーセントがイスラム教徒で、ネパール語が國語です。人種的には、ネパール語を話すインド・アーリア系が五割を超え、南部のインド・アーリア系が三割、ビルマ・チベット系が二割足らずとなっています。

実は二〇〇八年、ネパールはそれ以前の王政から共和制に移行しましたが、王政時代の一九九一年に自由権規約（市民的および政治的権利に関する国際規約）とともに選択議定書の当事国ともなったのです。アジアで自由権規約の当事国となつた国は相当数ありますが、選択議定書にも入つたのは、ネパールのほかにフィリピン（一九八九年）、韓国（一九九〇年）、モンゴル（一九九一年）、スリ・ランカ（一九九八年）の五箇国だけです。このうち、フィリピン、韓国、スリ・ランカからは、いくつかの個人通報が寄せられていますが今までのところ、モンゴルからは一件も寄せられていません。ところがネパールからは二〇〇六年、初めての個人通報が寄せられました。そこで、一九九四年に審査されたネパールの第一回国家報告書とともに、この個人通報を手がかりに、ネパールの人権状況を検討してみましょう。

まず、ネパールは一九九四年春に第一回国家報告書を提出し、その年の一〇月、自由権規約委員会はこれを審査しました。報告書はA4版一三頁（シングル・スペース）の短いもので、内容的には一九九一年に採択された憲法を中心とする法律の規定を並べたものでした。それによれば、「すべての市民（国民）に対して基本的人権を保障することは、政治体制の基本的かつ不变の特性」である。

り、「国家の主権は人民に存し」ます。また、法は宗教、人種、性、カースト、部族または思想・信条による差別無く、すべての市民に等しく適用されなければなりません。とくに「女性の教育、健康、雇用のために特別な法的措置をとることにより、彼女たちが国家発展の任務によりよく参加できるような政策を追求する義務を国家に課して」います。さらに、生命に対する権利の尊重、拷問などの非人道的な取り扱いの禁止、奴隸や強制労働の禁止、法の前の平等と公正な裁判を受ける権利などが保障されています。

しかしながら審査の結果、採択された委員会の総括所見によれば、（一）ネパールの国内法における自由権規約の位置づけが明らかでなく、また規約や選択議定書に関する情報が国民に行き渡っていない、（二）規約に掲げられた無差別・平等の根拠のなかでネパール憲法の規定に含まれていないものがあり、カーストによる差別の撤廃も不徹底である、（三）債務奴隸、人身売買、少年労働、債務不履行による懲役など、規約違反が存在する、（四）法律上はともかく、事実上の女性に対する差別――結婚、離婚、相続、子供への国籍移行、教育、刑事罰、賃金、暴力からの保護など――が継続しており、とりわけ女性の平均寿命が男性より短いのは異常である、（五）

委員会は審査に際して、国家報告書や委員の質問に対する国家代表の口頭回答はもとより、国連や専門機関やNGOからの情報も参考にしますので、国家報告書の内容がそのまま受け入れられることは滅多にありません。そして、それはネパールに限ったことではありません。だが、それにしても、ネパールの憲法など国内法の法規定と現実の相違は大きすぎるようと思われます。この点は、ネパールから寄せられた最初の個人通報を見ると、さらに明らかになります。そこで、次回はその個人通報を検討してみましょう。